

## 5月29日施行のポジティブリスト制度

ポジティブリスト制度について、RIは国産の農産物を守るための制度と考えます

ポジティブリスト制度とは、「基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度」

以上が概略で、一見、国産の農産物にもかなりの負担、規制が掛かる制度に見えますが、4/18には厚生省のHPには下記のような内容が報告されています。

食品中の残留農薬検査結果等の公表について(概要)

II 平成14年度農産物中の残留農薬検査結果について

平成14年度に実施された農産物中の残留農薬検査結果を取りまとめることとし、地方公共団体における検査結果(91団体より資料提供の協力を得た。)検査所における検査結果及び基準未設定農薬を対象に厚生労働省の依頼により地方衛生研究所等が実施した調査結果を併せて集計した。その概要は次のとおりである。

1 検査数	910,989 件
2 検査対象農薬数	320 農薬
3 農薬検出数	3,282 件 (0.36%)
4 国産品	868 件(0.44%)
輸入品	2,414 件 (0.34%)
4 基準値を超えた数	110 件 (0.03%)
国産品	27 件 (0.02%)
輸入品	83 件 (0.03%)

本集計結果は平成13年度の集計結果とほぼ同様の傾向を示しており、農薬が検出された割合、基準値を超えた割合のいずれも極めて低いことから、我が国で流通している農産物における農薬の残留レベルは低いものと判断される。

上記のような結果が存在しながら、平成15年5月30日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」によりポジティブリスト制度が導入されています。

この背景には、WTOによる農産物の関税率の引き下げによる市場開放などがあります。ポジティブリスト制度は国内農産物を守るための制度もと考えられます。

輸入農産物には、17年度第3回SBS買い入れから、ポジティブリスト制度導入に対応した農薬検査を実施しています。

但し、SBSで海外から買入れるお米に対して、509品目の残留農薬検査を実施しており、1件につき300万円弱の検査経費が発生しますので、間接的には外国産米の値上げになってきます。

このような背景ながら、一部では、「全ての食品に残留農薬の分析が必要」という誤認もあり、RIの有楽町のショップに来店された、千代田区の保健所職員は、「小売店様の中には取り扱い商品に対して、一律に残留農薬の分析結果を求めているケースもありますが、そのような必要性はなく、説明するのが大変」とのお話でした。

このような状況の中、ポジティブリストのお問い合わせには、RIの現状でのポジティブリストへの対応は、下記のようにお答えしております。

**国内産雑穀について**  
農薬取締法等の使用基準を書類、或いはメールなどで確認して、残留基準はクリアできたとしても、栽培履歴の記入と提出をすすめます。

**輸入雑穀について**  
中国産には、中国現地社員により栽培履歴の調査をして、現地での残留農薬検査の調査を行っております。輸入農産物に関しては、残留農薬の検査が必要と考え、次回輸入分より、検査をスタートします。検査内容・検査場所につきましては現在検討中です。